

2018年1月の
法改正情報

■ 職業安定法

労働者募集・求人申込み
制度変更

■ 雇用保険法

教育訓練給付金の拡充

■ 確定拠出年金法

拠出限度額を年単位へ変更

お問い合わせや制度見直し
のご相談は下記まで発行者：東京総合
社会保険労務士法人住所：〒103-0028
東京都中央区八重洲 1-7-20

八重洲口会館 8F

TEL. 03-5299-6181

<http://www.tokyoosogo.jp/tsssal/>1. 労働者募集や求人申込時の明示事項
(職業安定法改正)

(1) 当初明示した労働条件が変更される場合

変更内容について明示しなければなりません。面接等の過程で労働条件に
変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要。

(2) 明示しなければならない労働条件の追加

ハローワーク等への求人申込みや自社 HP での募集、求人広告の掲載を行
う際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりませ
ん。求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能。

明示項目	記載例	2018年 1月より
業務内容	一般事務／営業職	
契約期間	期間の定めなし	
試用期間	試用期間あり（3ヶ月）	改正により 追加
就業場所	本社（住所記載）	
就業時間	9:00～18:00	
休憩時間	12:00～13:00	
休日	土日、祝日	
時間外労働	あり（月平均 20 時間）	
裁量労働制を適用している 場合はみなし労働時間	企画業務型裁量労働制により、 1 日 8 時間労働したものとみなす	改正により 追加
賃金	月給 20 万円 （試用期間中は月給 19 万円）	
いわゆる固定残業代制を 採用している場合は詳細	①基本給 20 万円 （②の手当を除く額） ②固定残業手当 44,643 円 （30 時間分の時間外手当） ③月 30 時間を超える時間外労働 については、割増賃金を支給する	改正により 追加
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金 保険、健康保険	
募集者の氏名・名称	○△株式会社	改正により 追加
派遣労働者として雇用す る場合はその旨	雇用形態：派遣労働者	改正により 追加

2. 教育訓練給付金の拡充および要件緩和（雇用保険法）

■ 専門実践教育訓練給付金

2018年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から適用

項目	改正前	改正後
支給率	支払った教育訓練経費の40%	支払った教育訓練経費の 50% 資格取得等した場合は追加で20%
上限額（年間）	32万円	40万円 資格取得等した場合は16万円加算
支給要件期間 （受講開始日までに雇用保険被保険者等として一定の要件を満たした期間）	10年以上	3年以上 初めての場合は2年以上
平成26年10月1日以降に教育訓練給付を受給していた場合	10年以上経過していることが必要	3年以上 経過していることが必要

専門実践教育訓練給付とは、中長期的なキャリア形成を支援するための制度で、厚生労働大臣が指定する下記の教育訓練を対象としている。申請には事前にハローワークでキャリアコンサルティングを受ける必要がある。

- ①資格の取得を訓練目標とするもの（看護師、理学療法士、美容師、建築士、調理師、介護福祉士等）
- ②専修学校の職業実践専門課程（商業実務、情報処理等）
- ③専門職学位課程（ビジネス、MOT、教職大学院等）
- ④大学等の職業実践力育成プログラム（特別の過程「保健」等）
- ⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

（参考）2017年10月の指定講座 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175972.html>

3. 確定拠出年金（DC）掛金の上限が変更（確定拠出年金法改正）

■ 拠出限度額が月単位から年単位へ変更

年1回以上の拠出でよく、また毎月の拠出でも賞与時に増額する等、フレキシブルな運用が可能に。

【企業型 DC 側 上限額】	改正前	2018年1月より
①企業型 DC のみ加入	月額 55,000 円	年額 660,000 円
②企業型 DC と確定給付型年金（厚生年金基金、確定給付型企業年金、私学共済等）を同時に加入	月額 27,500 円	年額 330,000 円
③企業型 DC のみと個人型 DC を同時に加入※1	月額 35,000 円	年額 420,000 円
④企業型 DC と確定給付型年金（厚生年金基金、確定給付型企業年金、私学共済等）と個人型 DC を同時に加入※2	月額 15,500 円	年額 186,000 円

【個人型 DC (iDeCo) 側 上限額】	改正前	2018年1月より
⑤国民年金第1号被保険者（自営業者等） （国民年金付加保険料、国民年金基金との合算枠）	月額 68,000 円	年額 816,000 円
⑥厚生年金保険の被保険者で個人型 DC に加入 ※下記⑦⑧に該当する者を除く	月額 23,000 円	年額 276,000 円
⑦企業型 DC のみと個人型 DC を同時に加入※1	月額 20,000 円	年額 240,000 円
⑧-1.企業型 DC と確定給付型年金（厚生基金、確定給付型企業年金、私学共済等）と個人型 DC に同時加入※2 2.確定給付型年金と個人型 DC を同時に加入 3.公務員等	月額 12,000 円	年額 144,000 円
⑨国民年金第3号被保険者（専業主婦等）	月額 23,000 円	年額 276,000 円

※1 企業型 DC への事業主掛金の上限を年額 42 万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型 DC への加入可

※2 企業型 DC への事業主掛金の上限を年額 18.6 万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型 DC への加入可

DC には税制メリットがあり、役員の方も加入できます。
加入のご相談などお気軽にお問い合せください。